

かごしま半導体関連産業共創協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、かごしま半導体関連産業共創協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、県内産学官金及び関係団体等が連携することにより、本県の半導体関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換・連携の促進に関する事業
- (2) 半導体人材の確保と育成に関する事業
- (3) 会員企業のサプライチェーンへの新規参入や取引拡大に関する事業
- (4) 海外との産業交流促進に関する事業
- (5) 講演会、セミナー等の交流促進に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(座 長)

第4条 協議会に座長を置き、鹿児島県商工労働水産部長をもって充てる。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けた場合は、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会 員)

第5条 協議会の会員は、県内に本社又は事業所を有し、かつ、第2条の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 半導体関連企業
- (2) 教育・研究機関
- (3) 行政機関
- (4) その他、第2条の目的に賛同する法人

- 2 協議会は、本条の会員名等を必要に応じて公開することができる。

(入 会)

第6条 協議会の入会は、別に定める入会申込書により行う。

(退 会)

第7条 協議会を退会しようとする時は、事務局長にその旨を届け出なければならない。

(総 会)

第8条 総会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 総会の招集は、日時、場所、議事をあらかじめ会員に通知する。
- 3 座長は、必要に応じ、総会を書面開催又はウェブ会議システムを利用して開催することができる。
- 4 協議会に属さない者は、あらかじめ座長に届け出ることにより、総会にオブザーバーとして出席することができる。

(部 会)

第9条 協議会に第3条の活動を推進することを目的とする部会を置くことができる。

- 2 部会には、部会長を置き、部会の目的達成に必要な事業を推進する。
- 3 部会長は、部会に参加する会員の中から部会によって選出し、会を総括する。

(秘密の保持)

第10条 会員は、協議会の活動を通じて知りえた秘密情報その他非公開情報に係る事項を漏らしてはならない。退会した場合においても同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県商工労働水産部産業立地課内に置く。
- 3 事務局に、事務局長を置き、産業立地課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、協議会の連絡調整等の執行にあたる。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に際し必要な事項は、会員と協議のうえ、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。